

令和7年度中学校はつかいち駅伝大会運営等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

廿日市市、大竹市及び広島市の中学生の親睦・体力向上並びに長距離選手の育成・強化を図るとともに、スポーツ全般に必要な基礎体力や連帯感を養い、一体となって盛り上がることのできる伝統的な行事として定着させるため開催する第38回中学校女子はつかいち駅伝大会及び第2回中学校男子はつかいち駅伝大会を運営する。

経費のみならず優れた内容の提供を実現するため、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度中学校はつかいち駅伝大会運営等業務
- (2) 業務内容
別紙「令和7年度中学校はつかいち駅伝大会運営等業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額
3,777,400 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本契約の契約候補者決定の日前6か月以内に、手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- (3) 応募書類の提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 法人であること。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 個人情報保護について、廿日市市の施策に準じた措置を講じることができること。

4 スケジュール（予定）

実施内容	実施期日・期間
(1) プロポーザル参加者の公募開始	令和7年7月4日（金）
(2) 質問書受付期間	令和7年7月4日（金）～7月11日（金）
(3) 参加申込書及び企画提案書の提出期間	令和7年7月4日（金）～7月25日（金）
(4) 審査会（プレゼンテーション）	令和7年8月1日（金）
(5) 審査結果の通知	令和7年8月5日（火） 12時

5 問合せ先

廿日市市地域振興部スポーツ推進課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市役所2階

TEL：(0829)30-9206（ダイヤルイン）

FAX：(0829)32-1059

E-mail：sports@city.hatsukaichi.lg.jp

担当者 河崎

6 質問書の提出等

- (1) 質問の受付方法
質問書（様式8）により、電子メールでの提出とする。電話、FAX及び直接来庁による質問には応じない。
- (2) 受付期間
令和7年7月4日（金）～7月11日（金） 17時
- (3) 受付先
「5 問合せ先」のとおり。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和7年7月18日（金）17時までに、質問者全員に電子メールで回答する。なお、質問者に対する回答は、回答の内容に応じて本プロポーザルに係る資料の追加又は資料の修正とみなす。

7 参加申込書及び企画提案書の提出等

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 参加意向申出書（様式1） 1部
 - イ 会社概要（様式2） 1部
 - ウ 会社概要に関する資料各1部
 - (ア) 登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
 - (イ) 応募事業者の事業内容がわかる最新のもの（パンフレット等も可）
 - エ 業務に関する実績（様式2-1） 1部
 - オ 企画提案書7部（正本1部、副本6部（1部は社名あり、5部は社名なし）及びCD-ROM 1枚（PDF形式で電子データ化したもの）
 - (ア) 企画提案書は、次の項目「(2) 企画提案書の作成にあたっての留意事項」に沿って作成すること。
 - カ 見積書1部
 - (ア) 様式は任意とする。
 - (イ) 見積金額は、消費税及び地方消費税額を含めず計算し、総額を記載すること。
 - キ 情報非公開希望申立書（様式3） 1部
 - (ア) 提出書類は廿日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開する。しかしながら、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足る合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と、公開により正当な利益を害すると認められるに足る具体的な理由を明示すること。

- (イ) 非公開を希望する部分が無い場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

ク 提案書提出届（様式6）1部

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ア 企画提案書の表紙に「令和7年度中学校はつかいち駅伝大会運営等業務企画提案書」と記載すること。形式はA4用紙、横書き、両面印刷、左綴じとし、文字の大きさは12ポイント以上とする。
- イ 企画提案書は、表紙、目次等を除いた実質的なページ数を30ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ウ 資料やイメージ図など、見やすくするためにA3用紙をA4サイズに折り込むことも可とするが、ページ数は2ページと数える。
- エ 「見出し」及び「ページ番号」を付けること。
- オ 別紙「中学校はつかいち駅伝大会運営等業務評価基準表」の提案評価における評価項目の順に、各項目の詳細を分かりやすく記載すること。
- カ 企画提案書にスケジュールの進捗見込みを記載すること。

(3) 提出期間

令和7年7月4日（金）～7月25日（金）（必着）

(4) 提出方法

上記期間の開庁日午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、担当部署へ提出すること。

(5) 提出先

「5 問合せ先」のとおり。

8 審査方法

(1) 審査方法

委託事業者の選定は、令和7年度中学校はつかいち駅伝大会運営等業務実施事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査方式

審査は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づくヒアリング審査にて行う。

ア 実施日・場所

令和7年8月1日（金）
廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市役所2階会議室

※ 詳細については、別途通知する。

イ 実施時間

提案者につき25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度）する。

ウ プレゼンテーションの方法

提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。ただし、提案者が3者を超える場合、提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

(ア) プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。

(イ) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容を元に項目順に説明すること。

(ウ) 追加の資料配布は認めない。また、プロジェクター・スクリーン等の使用も認めないものとする。

- (エ) 遅刻または欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (オ) プレゼンテーションへの出席人数は3名以内とする。
- (3) 選定方法等
 - ア 企画提案書等提出書類及びヒアリング審査の内容を総合的に評価し、各委員の採点により、最優秀提案者を選定する。
 - イ 各委員の採点方法は、別紙「中学校はつかいち駅伝大会運営等業務評価基準表」に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。
 - ウ 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。
 - エ 提出された企画提案書を審査した結果、委員全員の合計評価数が満点の60%に満たない場合は、契約候補者として選定しない。(参加事業者が1者である場合も含む。)
- (4) 審査結果の通知

審査結果については、その結果にかかわらず、令和7年8月5日(火)12時に、電子メールで通知するほか、市ホームページで公表する。

9 契約

最優秀提案者(受託候補者として特定した者)と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。受託候補者として特定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 採用された提案書の著作権は市に帰属する。
- (7) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。